



2016年6月30日

第17号

だれもが安心して暮らせる
大分県をつくる会

【連絡先】

在宅障害者支援ネットワーク
大分市都町2丁目7-4 303号

TEL097-513-2313・FAX097-529-7212

メール info@daremoga-oita.net

HP http://www.daremoga-oita.net

条例が成立しました!

3月25日、大分県議会の平成28年第1回定例会の本会議で「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」が全会一致で可決され成立しました。条例をつくる会から共同代表、世話人ら約20名が傍聴して成立を見届けました。成立後、県政記者室で記者会見を行うとともに、田中県議会議長、紹介議員になってくださった土居県議や守永県議をはじめとする県議の皆さん、草野福祉保健部長らに感謝の気持ちを伝えました。



条例をつくる会を結成したのが2011(平成23)年6月。アンケートと聴き取りで多くの障がいがある人やその家族の声を受けとめ、県内各地で意見交換を重ねながら、条例案をつくり、2万人を超す署名を集めて県議会に請願しました。2014(平成25)年3月、請願が全会一致で採択され、県議会から県に条例づくりが託されて2年。5年近い時間をかけての成立でした。

条例は4月1日から施行され、条例に基づいた「大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター」が設置され、リーフレット等による啓発なども開始されています。

条例をつくる会は、4月10日に第5回総会を開いて、会の名称を「だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会」に変更して、「条例を絵に描いた餅にしない」という決意を込めて取り組みを継続していくことになりました。(第5回総会の報告は次ページ参照)

条例によって設置された「大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター」

障がいを理由に困ったことが
起きたときはどうすればいいの?

専門相談員が、下記のセンターで、お住まいの市町村が設置している相談員さん、各種相談窓口と連携・協力して助言や話し合いで問題解決を図ります。困ったことが起きたら迷わず連絡してください。

相談窓口 **大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター**
(大分市大津町 大分県総合社会福祉会館内)

電話番号 (電話)(FAX) (097)558-7005(障がい者110番)
(メール) syougaisya110-2@oita-syo-sui.com

受付 8:30~17:00(月~金曜) 祝祭日・年末年始は休みます。

困ったときにはぜひ連絡してください。

大分市大津町 大分県総合社会福祉会館

電話・FAX 097-558-7005

受付時間 8時30分~17時



大分県は、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県をつくる条例を制定しました。
全ての県民が障がいのある人もない人も安心して暮らせること、障がい者と健常者を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

大分県

大分県は施行された条例の啓発用リーフレット(左図及び3ページ参照)を作成して配布しています。県のホームページで見ることができます。

条例をつくる会第5回総会



「大分県をつくる会」として取り組みを継続

だれもが安心して暮らせる大分県条例をつくる会は4月10日、大分市の県総合社会福祉会館で第5回総会を開きました。総会には県内各地から約60名が参加、別府からの多くの皆さんにご参加いただきました。総会では、成立した「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の説明を受けて、これからの取り組みや会のあり方について話し合いました。



「このまちに生まれた不幸」なくそう

成立した条例について語る“リレートーク”では約20人が発言。「できてよかった」「本当にうれしい」「できたあとが大切」「県民に知ってもらいたい」「子どもたちに伝えたい」「学校の先生にも知ってもらいたい」「車いすでデートができるよう道をよくしたい」「このまちに生まれたことを不幸と思わないように、どこに生まれても同じサービスを受けられるように」「別府市は条例の成立で取り組みが進んでいる」「私の市でも条例をつくりたい」など、多くの思いが語られました。また「多くの人に知ってもらうためにパレードをしよう」という具体的な呼びかけもありました。



「皆でつくった条例」誇りに

方針の提案は徳田共同代表が行いました。「みんなで作ったこの条例を誇りにしたい。“生の

声”を聴くことで生きる重みを実感し、私たち一人ひとりが成長した。これからどうしていくか」と問いかけました。

条例を“絵に描いた餅”にしない!!

さらに、「共通するのは『絵に描いた餅にしない』ということ。私たちに何ができるか。『親なきあと』『性・恋愛・結婚・出産・子育て』『防災』について対策を検討する機関が必要だ。条例によってできた『差別解消・権利擁護推進センター』を活用することも大切だ。そして地域の取り組みを進めるためには全市に条例をつくる必要がある。知らせるためのパレードにも協力して取り組みたい」と提案。また「条例をつくる会」について、名称を「だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会」に変更して活動を続けていくことを提案しました。

意見交換の結果、「全市」を「全市町村」に修正した上で、すべての提案が全参加者の賛同により承認されました。

今後の取り組みについて

第5回総会を受けて、「だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会」として、以下の方針で取り組むことになりました。皆様の引き続いてのご参加、ご協力をお願いいたします。

- (1) 県条例を『絵に描いた餅にしない』にしないために取り組みを続ける。
- (2) 『親なきあと』『性・恋愛・結婚・出産・子育て』『防災』について対策を検討する機関の設置を県に働きかける。
- (3) 条例によってできた『差別解消・権利擁護推進センター』を活用する。
- (4) 全市町村に条例ができるよう働きかけを行う。
- (5) 条例を知らせるパレードに取り組む。

障がいのある人もない人も 心豊かに暮らせる 大分県づくり条例のポイント



県が作成発行した条例啓発パンフレットには、障がいがある人や家族、女性など様々な立場の人たちの思いや声、社会モデルや自立、女性の複合的差別的説明などが書き込まれました。

1 基本原則

相互に人格と個性を尊重し合える共生社会実現に向けて基本原則を定める。

- 障がいのある人は、必要な支援を受けながら自らの意思により選択し、自分らしく生きることができる。
- 障がいのある人は、社会の構成員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保される。
- 障がいのある人は、どこで誰と生活するか選択でき、地域社会において共生することが出来る。
- 障がいのある人は、意思疎通、情報取得手段の選択の機会が拡大が図られる。
- 障がいを理由とする差別解消施策は、性別、年齢、障がいの状態等に応じて実施される。
- 障がいを理由とする差別の解消等は全ての県民が取り組むべき課題である。

ポイント

障害者の権利に関する条約第19条でいう「自立」は、「必要な場合は支援を受けながら自分のことを自分で決めること」「自己決定」を意味しています。人はだれでも社会から支えられて自分らしく生きる権利があるのです。



2 県の責務

- 県は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を実施しなければならない。
- 県は、障がいのある人の性、恋愛、結婚、出産、子育て、親なき後の生活の維持及び防災対策に関する課題等の人生の各段階において生じる日常生活及び社会生活上の課題の解消に努める。

ポイント

条例策定の過程で「これまで女性である前に障がい者として扱われていた」とのお話をいただきました。障がいのある女性が、女性であるが故に、結婚、出産などのライフステージごとに複合的な差別を受けることのない社会が望まれています。

3 障がいを理由とする差別の禁止

- 何人も、障がいのある人に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 社会的障壁の除去は、意思の表明があった場合、かつ、負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

には、負担にならないうような配慮で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

合理的配慮の具体例

視覚障がいのある方には

- ・文書を読み上げたり、口頭による丁寧な説明を行う
- ・会議資料等について点字、拡大文字等で表記する
- ・会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する

聴覚障がいのある方には

- ・手話、筆談などによるコミュニケーションをとるなどの意思疎通の配慮
- ・災害や事故が発生した際、手書きボード等を用いて分かりやすく案内し誘導する

精神障がいのある方には

- ・パニック等を起こした際に、静かに休憩できる場所を設ける
- ・順番を待つことが苦手な方に、周囲の理解を得たうえで、順番を入れ替える

知的障がいのある方には

- ・ふりがな付き文書や分かりやすい表現を使って説明する
- ・トイレ、作業室など部屋の種類や、その方向を示す絵記号や色別の表示を設ける

肢体不自由・内部障がいのある方には

- ・施設内の段差にスロープを渡す
- ・車イスを利用する人へ高い所に置かれた商品を取って渡す
- ・疲労を感じやすい方へ長いすを移動させて臨時的休憩スペースを設ける

条例(前文)に込められた 障がいのある方と ご家族の思いとは。



「私たち大分県民は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、教育や就労をはじめ、恋愛、結婚、妊娠や子育て等人生のあらゆる場面において、それぞれの選択を尊重するとともに、相互に助け合い、支え合う社会を実現することを願う。

「本県では、これまで、障がいのある人のスポーツの振興や就労促進等を通じて、障がいのある人となない人の相互理解の促進や障がいのある人の社会参加の推進に積極的に取り組んできたところである。しかしながら、障がいのある人に対する障がいを理由とする差別及び偏見並びに障がいのある人に対する支援及び理解の不足により、障がいのある人が自らの意思により選択することを妨げられ、将来の夢や希望を諦めざるを得なかったり、その家族、特に障がいのある子の親が子を残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む等障がいのある人やその家族が社会の中で暮らすことに困難を感じ苦しんでいる状況が存在する。

「我が国が障害者基本法をはじめとする国内法を整備し、障害者の権利に関する条約を批准する等障がいのある人の権利の実現に向けた取組が進められる中、私たち大分県民は、障がいのある人に対する理解を深め、及び障がいを理由とする差別を解消するための取組を一層推進し、障がいのある人が選択の機会を確保されつつ必要な支援を受けて地域社会の中で安心して心豊かに暮らせる日を一日も早く実現しなければならない。

「ここに、全ての障がいのある人によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえつつ、障害者基本法の基本的理念にのっとり、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、もって、誰もが安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに資するため、この条例を制定する。

障がいのある人やその家族の生きづらさは、今なお深刻であり、無理解や差別によって就学、就労や医療現場等において必要な支援を求めることができなかったり、将来の夢や希望をあきらめざるを得ないなど、苦しめられる人がいます。

した生きづらさを家族だけで抱え込み、「願わくは、この子より1日く生きたいと思ったことがある」という障がいのある子の家族の悲鳴の声も寄せられています。

私たちに求められているのは、これら様々な社会的障壁の解消を図るに、お互いの立場を尊重し合いながら、お互いに支え合い、誰もが安らぐことのできる共生社会の実現です。

条例に関するQ&A

Q 「障がいのある人」とはどのような人ですか？

A 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいや難病、慢性疾患などにより、その「障がい」及び「社会的障壁」により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方を「障がいのある人」としています。

※「障がいのある人」が日常生活で受ける制限は、心身の機能に起因するのではなく、障がいに対する無理解や街中の段差など社会における様々な障壁と相対することによって生じています。こうした考え方は「社会モデル」と呼ばれています。

Q 「障がいを理由とする差別」とはどのようなことですか？

A 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律には、「不当な差別的扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になると規定しています。

Q 「障がいを理由とする差別」はどうやって解決するのですか？

A 障がいのある方に対する差別を無くしていくためには、障がいのある方々の日常生活の暮らしにくさを、一人ひとりが深く理解していくことが大事です。県では、話し合いを通じて円満な解決が図られるよう、相談体制を整備します。



「親亡き後」の問題の解決に向けて

平野 亙

県条例の施行に2年遡る2014年4月1日に「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」（ともに生きる条例）が施行されました。この条例には、「市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする」（第23条）という規定があり、この規定に基づいて2014年4月に「別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会」（以下、委員会）が設置され、私も委員の一人として議論に参加しました。委員会では13回の議論を経て、2016年6月に報告書を別府市長に提出する運びになっています。

障がいのある人は、社会の支援を受けながら日常生活・社会生活を営んでいますが、保護者の支援がなければ生活が成り立たないことが少なくありません。一方で、保護者が先に亡くなったり、高齢等のために日常的な支援ができなくなるということが起こりうるために、いわゆる「親亡き後」の問題を生んでいます。このような問題は、県条例の策定作業中から大きな課題とされ、今年施行された県条例でも前文や第4条（県の責務）に重要な課題としてあげられています。今後どのようにしてこの「親亡き後」の問題の解決策を考えていけばよいのか、別府市での検討のご報告をしたいと思います。

委員会では、「親亡き後」の問題を生んでいる状況を列挙し、その原因を分析して、問題解決のために乗り越えるべき課題を6つに整理しました。課題分析の詳細や解決策については報告書をお待ちいただくことにして、今回は、この6つの課題についてご紹介します。

課題1 意思決定支援体制の未整備・生活スキルの不足

1) 意思決定支援体制の未整備

私たちの日々の暮らしは、様々な意思決定の連続で形作られています。私たちは普段それらの意思決定をほとんど無意識に行っていますが、知的障がいや発達障がい、精神障がいのある人にとっては、日常的なこまごました意思決定であっても、近しい人の支援なしに行うことが難しいものです。そしてほとんどの場合は、一緒に住んでいる保護者やきょうだいが必要な支援者となっていて、家族に代わる支援の担い手がないのが現状です。

意思決定支援では、意思形成支援と意思表示支

別府市障害のある人もない人も
安心して安全に暮らせる条例
(通称:『ともに生きる条例』)

～みんなでつくろう! 共生社会～



別府市

援の2通りの支援が必要です。そして、発達障がいや精神障がいのある人にしばしば見られるのですが、家族以外の人から支援を受けた機会が少なかったり、特定の人としかコミュニケーションがとれないなど、人から支援を受けるスキルをもたないために、支援を受けられない人がいます。支援できる人や体制の整備と並んで、このような支援を受けるスキル（受援力）を、障がいのある人自身が身に付けていくことが、これからの大きな課題であると考えられます。

2) 生活スキルの不足

障がいのある人の多くが、一人では日常生活を送ることが難しい、すなわち身の回りの様々なことをする「生活スキルが不足している」状態にあるため、日常的に何らかの支援を必要としています。そのため、保護者など家族に代わって本人を支援する存在を確保する必要があります。また自己実現という意味でも、意思決定を含め、日常生活に必要なスキルをいかにして多く身につけるかという視点が重要と考えられます。

課題2 居住の場

私たちが生きていく上で基盤となるものに「居住の場」があります。障がいのある人が親亡き後の居住の場をどうするかということは、どのように生きていくかということでもありますから、非常に重要な問題です。自宅であっても、当然のことながら様々な支援が必要ですし、グループホームなどの支援付き居住施設が不足しているという現実的な課題があります。

課題3 社会参加の場

障がいのある人の社会参加は、社会に存在する様々な「場」や「機会」を活用して他者と出会ったり、様々な経験をしたり、自らの思いを実現することを目指しますが、少なくとも居住の場から離れ、外の世界に出て行くことができるだけでも、社会とのつながりを持ち、孤立を防ぐという意味合いがあります。

社会の中に、様々な特性を持つ人が参加可能な「場」や「機会」が用意され、様々な活動に参加できるようにするための支援を推進することが必要で、まずは多様な「場」が用意されなければなりません。社会参加の場として考えられるものは、日中活動の場としての地域活動支援センターの整備や生活介護の充実、集いの場としての自助グループ支援、文化・スポーツ等の活動、地域レベルでの諸活動があり、さらに社会的就労も社会参加の場としての機能を持つことが考えられ、その充実が望まれます。

課題4 経済面の問題

障がいのある人が生活していく上で重要な問題に、経済面、つまり生計費をどのように確保していくかという問題があります。所得を得るために就労の場と機会を拡充すること、年金・手当等の適正受給のための申請支援、そして資産管理の問題を解決することが必要と考えられます。

課題5 相談体制の充実

親亡き後の問題を検討する過程で、障がいのある

子どもの将来像を描けないという親の側の漠たる不安が浮き彫りになりました。また実際に保護者がいなくなったとき、障がいのある人が困難に直面した場合にどこを頼ればよいか分からないという現実的な不安があります。さらに地域で暮らす障がいのある人、特に精神障がい、発達障がい、医療依存度の高い重度障がいのある人などにとっては、急に症状が悪化した場合などの緊急時の不安もあります。

これらの不安への対応については、相談機関が担うことが期待されますが、現在の相談体制が十分でないところからこれらの不安が生じているのも事実です。したがって何よりもまず、いかに相談体制を充実させるかが非常に重要です。必要な時、困った時に直ちに多種多様な困りごとに対応できる相談が可能な状況ができてこそ、親が子どもの将来像を描く手助けとなりますし、保護者や障がいのある人の不安を軽減することになるでしょう。

課題6 地域福祉の推進

今後、これまで以上に障がいがかかえながら地域に暮らす人が増加していくことが予想されます。地域で暮らす障がいのある人にとっては、日常生活でも、災害などの緊急時でも、身近なところで手助けを受けることができる状態が望ましいことはいまでもありません。そこで、地域単位で「見守り」その他の細やかな支援が手厚く受けられる体制を推進していく必要があります。

地域福祉を推進するに当たっては、地域のつながりが前提となりますが、障がいのある人の中には、どうやって地域社会とつながってよいか分からないという人も多く、またこれまで受けてきた差別や偏見のために傷つき、他人に障がいのあることを知られたくないという人もいます。しかしながら、障がいの有無に関わらず、人が生活するうえで地域との関わりは不可欠なものですから、いかにして地域住民の理解を深め、地域のつながりを構築していくか、きちんと検討していく必要があります。

「障がいしゃべってはいけない」から 「みんな違ってみんないい」へ



「性・恋愛・結婚・出産・子育て」条文のきっかけをつくった - 千住みなみさん

成立した条例には、他県の条例にはない大切な条文があります。その一つが「性、恋愛、結婚、出産、子育て」です。そのきっかけをつくったのが、「私を障がい者としてでなく、女性としてみたことがありますか？」という千住みなみさんの一言でした。成立した条例をどう感じているのか、今の思いを千住さんに伺いました。



「女性として見たことは？」

自分の障がいについて「しゃべってはいけないのでは」と思ってきた千住さんは、条例づくりに参加して初めて思いを話し始めました。「私を障がい者としてでなく、女性としてみたことがありますか？」という言葉は、徳田靖之・条例をつくる会共同代表に問かけられたものでした。思いもかけなかった一言に、徳田さんは言葉に詰まります。しかし、その一言が条例づくりを大きく動かすきっかけになったのです。

「生きづらさを感じてきた」

条例づくりを通して中心的な課題になったのは、アンケートで多く寄せられた「親なきあと」の問題でした。千住さんはそのことになんとなく違和感を抱きます。「この条例が自分自身の問題にどう関わるのだろうか?」。千住さんは「“生きづらさ”をずっと感じてきた」のでした。

街を歩いていてジロジロ見られるのを「みんなと違う体だから仕方ない」とあきらめてきました。その度に「自分は障がい者なんだ」と感じてきたのです。また、子どもの頃、異性の職員の介助を「なんとなく嫌けど、しょうがない」と耐えてきました。「おかしいと言ったらいけない気がしたから、女性であることを意識しないようにしていた」。「ずっと、女性である前に障がい者と見られてきた」というのが千住さんの実感だったのです。

みんなの問題だった！

千住さんの発言は、それまで話しにくかった「性、恋愛、結婚、出産、子育て」について、覆いを取り払いました。「これまで話すことができなかった」「『自分のことも自分でできないのに子育てではできない』と言われた」「妊娠して産婦人科に行ったらすぐ『中絶しますか』と言われた」…。あふれ出した女性たちの思いは、条例づくりに

反映されていきます。

女性としての思いが条例に

条例をつくる会の条例案には「全ての県民は、多様な性をもつ主体としてお互いに尊重されなければならない。障がいがある人が性的な主体として、自らの性や生殖に関して自由をもっていることが尊重され、障がいがある人自身が望む場合に、恋愛、結婚、妊娠、出産、子育てを実現できる体制が整備されなければならない」と表現されました。

成立した「大分県づくり条例」では、前文に「私たち大分県民は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、教育や就労をはじめ、恋愛、結婚、妊娠や子育て等人生のあらゆる場面において、それぞれの選択を尊重するとともに、相互に助け合い、支え合う社会を実現することを願う」と書き込まれました。さらに県の責務ではこれらの「課題の解消に努める」としています。

「条例は出発点」

千住さんは「条例に『性、恋愛、結婚、出産、子育て』が書き込まれたことは大きい」と条例の意義を評価します。しかし一方で「根源的なことを汲み取りにくい」とも言います。

「障がい者だけど認めてやると言ってほしくない。みんなそれぞれ違うことが当たり前を受け入れられる社会になってほしい」。それは「自分が自分らしく生きられること。『みんな違ってみんないい』と思えること」。千住さんは、「気をつかってほしいのではなく、障がいによる生きづらさに気づいてほしい。何もしていないのに見られたり、振り返られたりしたくない。そんな生きづらさが少しでも減ればと切に願っている」と話します。

「条例は出発点」というのが千住さんの実感でした。（インタビューとまとめ：小野久）

おしゃれをして街に出よう！

PART2

福山陽子

急遽、披露宴を挙行

本年元旦の入籍後、特段披露宴開催の予定はしてなかったのですが、「形だけでも」と、急遽披露宴を挙行。とは言いましてお互いバツイチですので、大きな宴にする気はなく、日頃お世話になっている方に来ていただくことに。

しかし私達がお世話になっております方と言いましたら、別府に留まらず数多くいらっしゃいます。なので今回呼び出した方は、ぐっどらいふ大分の仲間を中心に、独断を優先させていただきました。



写真上：披露宴パーティーの会場前

写真下：着物の帯をリメイクしてお色直し



女性であることに誇りを持って

この日に着用しましたウエディングドレスは、ショーでお披露目しましたドレスを、作成してくださいましたデザイナーの鶴丸礼子先生に膝丈にリフォームして戴いたもの。そしてお色直しのドレスは、先生が着物の帯をリメイクして、アメリカのパーティーでお召しになられましたドレスをお借りしました。

前号で記して戴きましたが、私は振り返られることに、快感を感じます。それは、関心がある証拠だからです。卑屈になるなんて、非常にもったいない！私は「車イスは女性を表す最高のアイテム」だと思っておりますので、座り方（脚の向き）も気にしています。確かに障がいでの難しい部分はありますが、要は気の持ち方。スカート丈やパンプスのヒールの高さや角度にもこだわります。

車イスにセクシーに乗りましょう。

障がい者である前に、人であり女性なのでから、女性を楽しみたいと思っています。女性であることに、誇りを持ちたいと思っています。

機能性とおしゃれの両立で

女性であることの喜びの一つに「おしゃれ」がありますが、既製の服は着づらい…ということがありませんか？だから機能が考えられましたお洋服を選んだら、全然おしゃれではなかった！ということが、あるかと思います。機能が重視されたお洋服の多くは、ファッション性とはかけ離れています。しかし、おしゃれ且つ機能性であるのならば、嬉しいことです。

それを叶えて下さるのが、私がいつもお世話になっております大分市府内町のアトリエ「服は着る薬」主宰の服飾デザイナー鶴丸礼子先生です。先生が考案されました独自の製図法にて、「全ての人に合うお洋服」を提案していらっしゃいます。

おしゃれをして街を、社会を、変えましょう！そして恋をしましょう！

「湯にば～さるふあっしょん in べっふ」

5月24日、別府市役所レセプションホールで「湯にば～さるふあっしょん in べっふ」が開催され、本文で紹介されているデザイナー鶴丸礼子さんの講演と別府市自立支援協議会当事者部会のメンバーによるファッションショーが行われました。100名を超す参加者は、「おしゃれ」を超えたファッションの話に「目からウロコ！」「カルチャーショック」を受けた」と驚き、車イスで登場した福山陽子さん、川野陽子さんらに、首藤健太さんらに大きな拍手を送りました。長野市長も参加しモデルをエスコート。今後の協力を約束しました。



言わせちよくれ ⑬

熊本・大分地震と伊方原発問題

別府市 徳田靖之

ハンセン病家族訴訟の関係で、震災後はじめて熊本を訪問した。裁判所の建物は、熊本城の直近にあるため、地震による被害状況をつぶさに目の当たりにすることとなった。テレビの画面や新聞報道である程度は承知していたつもりだったが、天守閣をはじめ、壮大で美しかった城壁の崩壊状況は想像を絶するもので、思わず涙ぐんでしまった。と同時に震度6弱を体験したあの夜が蘇って、体に震えが来た。今更ながら自然の猛威というものを見せつけられた思いだ。

3・11と呼ばれる東日本大震災でもそうだったように、今回の熊本・大分地震でも、被害は高齢者・障がいのある人へと集中している。

ご承知の方も多いと思うが、私も参加する「福祉フォーラム」別府速見実行委員会では、別府市亀川地区の障がいのある人一〇一人を対象に、今回の地震における避難状況の聞き取り調査を行った。

その結果、避難せずに自宅にて過ごした人が74%、その内、41%が避難できなかったことが判明した。避難したくてもできなかった人が30%を超えたということになる。この数字を知って、一番に私の頭に浮かんだのが、伊方原発のことである。

今回の熊本・大分地震の教訓は、震度7クラスの地震が、私たちの住んでいるこのまちでも起こりうることを明らかにした。活断層の伸びる大分や中央構造線に近い愛媛でこの規模の地震が発生した場合、伊方原発が福島第一原発と同様の事故を起こしかねないことを私たちは想定せざるをえない。その場合に、私たちは、流出することになるかも知れない放射能から逃れることが本当に可能なのだろうか。熊本地震では、道路が寸断されて、救援物資を運ぶことすら困難だったという。そのような中で、車椅子の人、視覚障がいの人、聴覚障がいの人、寝たきりの人、高齢者、…はどうなるのだろうか。避難したくても避難できないという立場にいる人たちのことを考えると、伊方原発の問題は、傍観できる問題ではない。そんな思いで、遅まきながら、大分地裁への伊方原発差止めの仮処分申立に参加することにした。

少なくとも、原発問題において、災害時要援護者の問題を明確に位置付けることの重要性を訴えていきたいと願っている。

震度6弱！別府市亀川の調査では、避難したくてもできなかった障がいのある人が30%以上。起こりうる震度7地震や原発事故。車いす、視覚・聴覚障がい、寝たきりの人はどうなるだろうか？



当日の動き

《集合場所・時間》

ホルトホール 302 会議室
13時20分まで集合
13時30～14時15分 ミニ集会
その後パレード出発

《パレードコース案内》

(14時15分～15時30分)
・ホルトホール出発
・大分駅（通過）
・大分駅北口広場
・セントポルタ中央町商店街
・ギャラリー竹町
(広場に集合して解散)



雨天決行
うてんけっこう

7月24日（日）13:30

主催 だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会・大分障がいフォーラム実行委員会

しょう 障がいのある人もひと ひと 心豊かに暮らせる

おおいたけん 大分県づくり条例を知ろう！

じょうれい 条例のお知らせパレード

「だれもが暮らしやすい大分県にしよう！」

「他の市でも条例をつくりたい」

「条例ができてよかった」

「子どもたちに伝えたい」

大分県条例を知らせるための
パレード
にご参加ください！